

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

目次

一 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第一条関係）	1
二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（第二条関係）	39
三 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）（第三条関係）	63
四 商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）（第四条関係）	66
五 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（第五条関係）	67
六 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）（第六条関係）	68
七 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（第七条関係）	70
八 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第六十六号）（第八条関係）	72

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章の五（略）</p> <p>第六章 有価証券の取引等に関する規制（第二十条―第三十三条の四の五）</p> <p>第六章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）</p> <p>第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第五章の五（略）</p> <p>第六章 有価証券の取引等に関する規制（第二十条―第三十三条の四の四）</p> <p>第六章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）</p> <p>第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券</p>

並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。）次に掲げる全ての要件に該当する場合

イゝハ（略）

二 新株予約権証券及び新株予約権、新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）又は資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利が付されている有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの並びに新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）及び投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券（以下「新投資口予約権証券等」という。）（法第二条第一項第十二号に掲げる有価証券を除く。以下この号、第一条の五の二第二

並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合

イゝハ（略）

二 新株予約権証券及び新株予約権、新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）又は資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利が付されている有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの（同項第十九号に掲げる有価証券を除く。以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七第二号ロ、第一条の七の四第二号、第一条の八の二第二号、第一条の八の四第三号ロ、第二条の四の二第二号ロ、第二条の六の二第二号ロ及び第二条の十二の三第五号において「新株予約権証券等」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合

項第二号、第一条の七第二号ロ、第一条の七の四第二号、第一条の八の二第二号、第一条の八の四第三号ロ、第二条の四の二第二号ロ、第二条の六の二第二号ロ及び第二条の十二の三第五号において「新株予約権証券等」という。）次に掲げる全ての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券がそれぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該新株予約権証券等（新株予約権証券及び新投資口予約権証券を除く。以下ロ及びハにおいて同じ。）の発行者が、当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

ハ・ニ (略)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる全ての要件に該当する場合

イ〜ハ (略)

(取得勧誘において少人数向け勧誘に該当する場合)

第一条の七 法第二條第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げる全ての要件に該当する場合とする。

イ 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該新株予約権証券等（新株予約権証券を除く。以下ロ及びハにおいて同じ。）の発行者が、当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

ハ・ニ (略)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ〜ハ (略)

(取得勧誘において少人数向け勧誘に該当する場合)

第一条の七 法第二條第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

一 (略)

二 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1)・(2) (略)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1) 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券がそれぞれイ(1)及び(2)に掲げる要件に該当すること。

(2) 当該新株予約権証券等（新株予約権証券及び新投資口予約権証券を除く。以下ロにおいて同じ。）の発行者が、当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(3)・(4) (略)

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1)・(3) (略)

（売付け勧誘等において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそ

一 (略)

二 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1)・(2) (略)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれイ(1)及び(2)に掲げる要件に該当すること。

(2) 当該新株予約権証券等（新株予約権証券を除く。以下ロにおいて同じ。）の発行者が、当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(3)・(4) (略)

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1)・(3) (略)

（売付け勧誘等において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそ

れが少ない場合)

第一条の七の四 法第二条第四項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第五項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等 次に掲げる全ての要件に該当する場合

イ〜ハ (略)

二 新株予約権証券等 次に掲げる全ての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券がそれぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該新株予約権証券等(新株予約権証券及び新投資口予約権証券を除く。以下ロ及びハにおいて同じ。)の発行者が、当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

ハ・ニ (略)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる全ての要件に該当する場合

イ〜ハ (略)

れが少ない場合)

第一条の七の四 法第二条第四項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第五項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ〜ハ (略)

二 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該新株予約権証券等(新株予約権証券を除く。以下ロ及びハにおいて同じ。)の発行者が、当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

ハ・ニ (略)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ〜ハ (略)

(売付け勧誘等において少人数向け勧誘に該当する場合)

第一条の八の四 法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げる全ての要件に該当する場合とする。

一・二 (略)

三 前号に規定する有価証券以外の有価証券の売付け勧誘等を行う場合は、次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1)・(2) (略)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1) 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券がそれぞれイ(1)及び(2)に掲げる要件に該当すること。

(2) 当該新株予約権証券等(新株予約権証券及び新投資口予約権証券を除く。以下ロにおいて同じ。)の発行者が、当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(3)・(4) (略)

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる全て

(売付け勧誘等において少人数向け勧誘に該当する場合)

第一条の八の四 法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

一・二 (略)

三 前号に規定する有価証券以外の有価証券の売付け勧誘等を行う場合は、次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1)・(2) (略)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれイ(1)及び(2)に掲げる要件に該当すること。

(2) 当該新株予約権証券等(新株予約権証券を除く。以下ロにおいて同じ。)の発行者が、当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(3)・(4) (略)

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべて

の要件に該当すること。

(1) (3) (略)

四 譲渡制限のない海外発行証券の売付け勧誘等を行う場合は、次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ〜ハ (略)

(有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し)

第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国国債」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ〜ハ (略)

二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国地方債」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ〜ハ (略)

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国特殊法人債」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ〜ハ (略)

ての要件に該当すること。

(1) (3) (略)

四 譲渡制限のない海外発行証券の売付け勧誘等を行う場合は、次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ〜ハ (略)

(有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し)

第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国国債」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ〜ハ (略)

二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国地方債」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ〜ハ (略)

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国特殊法人債」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ〜ハ (略)

四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に轉換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行轉換可能社債券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ（略）

ロ 当該海外発行轉換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第二号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下この条及び第三十三条の四の五第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行轉換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。

ハ・ニ（略）

五 法第二条第一項第五号から第七号までに掲げる有価証券（次号において「債券等」という。）で新株予約権証券等に該当するもの（以下この号において「新株予約権付債券」という。）及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付債券の性質を有するもの（以下この号及び次号において「海外発行新株予約権付債券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に轉換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行轉換可能社債券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ（略）

ロ 当該海外発行轉換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第二号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下この条及び第三十三条の四の五第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行轉換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。

ハ・ニ（略）

五 法第二条第一項第五号から第七号までに掲げる有価証券（次号において「債券等」という。）で新株予約権証券等に該当するもの（以下この号において「新株予約権付債券」という。）及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付債券の性質を有するもの（以下この号及び次号において「海外発行新株予約権付債券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イゝニ (略)

六 債券等（海外発行転換可能社債券及び海外発行新株予約権付債券を除く。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち債券等の性質を有するもの（以下この号において「海外発行債券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イゝハ (略)

七 株券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この号において「海外発行株券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イゝハ (略)

八 法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券に類するもの（以下この号において「海外発行受益証券」という。）及び同項第十一号に掲げる外国投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券又は投資法人債券に類する証券を除く。以下この号において「海外発行投資証券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イゝハ (略)

九 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（以下この号において「権利表示証券」という。） 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イゝニ (略)

六 債券等（海外発行転換可能社債券及び海外発行新株予約権付債券を除く。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち債券等の性質を有するもの（以下この号において「海外発行債券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イゝハ (略)

七 株券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この号において「海外発行株券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イゝハ (略)

八 法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券に類するもの（以下この号において「海外発行受益証券」という。）及び同項第十一号に掲げる外国投資証券（同号に掲げる投資法人債券の性質を有するものを除く。以下この号において「海外発行投資証券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イゝハ (略)

九 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（以下この号において「権利表示証券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該権利表示証券が次に掲げる全ての要件に該当する株券等
(株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券並びに新投資口予約権証券等)を除く。以下イにおいて「投資証券」という。)及び同項第二十号に掲げる有価証券で株券又は投資証券に係る権利を表示するものをいう。以下イにおいて同じ。)又は社債券等(社債券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するものをいう。以下イにおいて同じ。)に係る同条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものであること。

(1)・(2) (略)

ロ・ハ (略)

十 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ・ニ (略)

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等)

第二条の十二の四 法第四条第三項に規定する多数の特定投資家に所有される見込みが少なくと認められるものとして政令で定めるものは、当該有価証券(有価証券の種類及び流通性その他の事情を勘案し、投資者保護のため適当でない)と認められるものとして内閣府令で定める有価証券を除く。)の発行者の直前の事業年度(当該有価

イ 当該権利表示証券が次に掲げるすべての要件に該当する株券等(株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。以下イにおいて「投資証券」という。)及び同項第二十号に掲げる有価証券で株券又は投資証券に係る権利を表示するものをいう。以下イにおいて同じ。)又は社債券等(社債券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するものをいう。以下イにおいて同じ。)に係る同条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものであること。

(1)・(2) (略)

ロ・ハ (略)

十 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ・ニ (略)

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等)

第二条の十二の四 法第四条第三項に規定する多数の特定投資家に所有される見込みが少なくと認められるものとして政令で定めるものは、当該有価証券(有価証券の種類及び流通性その他の事情を勘案し、投資者保護のため適当でない)と認められるものとして内閣府令で定める有価証券を除く。)の発行者の直前の事業年度(当該有価

証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間（法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。第四条の二第一項において同じ。）。

以下この項、第三条の四及び第四条の二の二において同じ。）の末日及び直前の事業年度の開始の日前二年以内に開始した事業年度全ての末日における当該有価証券の内閣府令で定めるところにより計算した所有者の数が三百に満たない場合（当該有価証券が特定投資家向け有価証券に該当することとなつた日の属する事業年度（当該事業年度が複数あるときは、その直近のものとする。）終了後三年を経過している場合に限る。）であつて、特定投資家向け有価証券に該当しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより金融庁長官の承認を受けた有価証券とする。

2 法第四条第三項に規定する政令で定める有価証券交付勧誘等（同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この項及び第三条の三において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一（三）（略）

四 当該有価証券交付勧誘等に係る特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うこととを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が

証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間（法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。第四条の二第一項において同じ。）。

以下この項、第三条の四及び第四条の二の二において同じ。）の末日及び直前の事業年度の開始の日前二年以内に開始した事業年度すべての末日における当該有価証券の内閣府令で定めるところにより計算した所有者の数が三百に満たない場合（当該有価証券が特定投資家向け有価証券に該当することとなつた日の属する事業年度（当該事業年度が複数あるときは、その直近のものとする。）終了後三年を経過している場合に限る。）であつて、特定投資家向け有価証券に該当しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより金融庁長官の承認を受けた有価証券とする。

2 法第四条第三項に規定する政令で定める有価証券交付勧誘等（同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この項及び第三条の三において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一（三）（略）

四 当該有価証券交付勧誘等に係る特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うこととを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が

<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に限る。)に対して行う有価証券交付勧誘等</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券等又は新投資口予約権証券等</p> <p>ハクホ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(確認書を提出しなければならない会社の範囲等)</p> <p>第四条の二の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十四条の四の二第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定において法第二十四条の四の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第四項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により確認書(法第二十四条の四の二第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する確認書をいう。以下同じ。)が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>読み替える字句</p> <p>百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に限る。)に対して行う有価証券交付勧誘等</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券等</p> <p>ハクホ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(確認書を提出しなければならない会社の範囲等)</p> <p>第四条の二の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十四条の四の二第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定において法第二十四条の四の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第四項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により確認書(法第二十四条の四の二第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する確認書をいう。以下同じ。)が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>

(略)	第九条第一項		(略)	読み替える法の規定	4 (略)	(訂正確認書に関する読替え) 第四条の二の六 法第二十四条の四の三第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定において確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第六条	前条第一項及び第十三項の規定による届出書類	確認書
	(略)	第十三項					(略)	読み替えられる字句	確認書
(略)	(略)	確認書	(略)	読み替える字句					

(略)	第九条第一項		(略)	読み替える法の規定	4 (略)	(訂正確認書に関する読替え) 第四条の二の六 法第二十四条の四の三第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定において確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第六条	前条第一項及び第十項の規定による届出書類	確認書
	(略)	第十項					(略)	読み替えられる字句	確認書
(略)	(略)	確認書	(略)	読み替える字句					

2 法第二十四条の四の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の三第一項において準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十條第一項の規定により確認書の訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項に規定する訂正確認書をいう。以下同じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の三第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第十 三項の規定による届 出書類	訂正確認書

3 (略)

(内部統制報告書を提出しなければならない会社の範囲等)
 第四条の二の七 (略)

2 法第二十四条の四の四第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の四第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。

2 法第二十四条の四の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の三第一項において準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十條第一項の規定により確認書の訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項に規定する訂正確認書をいう。以下同じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の三第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第十 項の規定による届出 書類	訂正確認書

3 (略)

(内部統制報告書を提出しなければならない会社の範囲等)
 第四条の二の七 (略)

2 法第二十四条の四の四第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の四第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。

以下この条及び次条において同じ。)及び法第二十四条の四の四第
四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により
内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項に規定する内部統制
報告書をいう。以下同じ。)及びその添付書類が提出された場合に
ついて法の規定を準用する場合における同条第五項の規定による技
術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第十 三項の規定による届 出書類	内部統制報告書及び その添付書類

3
(略)

(訂正内部統制報告書に関する読替え)

第四条の二の八 法第二十四条の四の五第一項(法第二十七条にお
いて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において内部
統制報告書及びその添付書類について法の規定を準用する場合にお
ける同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

以下この条及び次条において同じ。)及び法第二十四条の四の四第
四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により
内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項に規定する内部統制
報告書をいう。以下同じ。)及びその添付書類が提出された場合に
ついて法の規定を準用する場合における同条第五項の規定による技
術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第十 項の規定による届出 書類	内部統制報告書及び その添付書類

3
(略)

(訂正内部統制報告書に関する読替え)

第四条の二の八 法第二十四条の四の五第一項(法第二十七条にお
いて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において内部
統制報告書及びその添付書類について法の規定を準用する場合にお
ける同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

(略)	第九条第一項	(略)	(略)
(略)	第五条第一項及び第十三項	(略)	(略)
(略)	内部統制報告書及びその添付書類	(略)	(略)

2 法第二十四条の四の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の五第一項において準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により内部統制報告書又はその添付書類について訂正報告書（法第二十四条の四の五第一項に規定する訂正報告書という。以下この条及び次条において同じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六条	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
出書類	前条第一項及び第十項の規定による届	当該訂正報告書	

(略)	第九条第一項	(略)	(略)
(略)	第五条第一項及び第十項	(略)	(略)
(略)	内部統制報告書及びその添付書類	(略)	(略)

2 法第二十四条の四の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の五第一項において準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により内部統制報告書又はその添付書類について訂正報告書（法第二十四条の四の五第一項に規定する訂正報告書という。以下この条及び次条において同じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六条	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
書類	前条第一項及び第十項の規定による届出	当該訂正報告書	

<p>3 (略)</p> <p>(四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲等)</p> <p>第四条の二十 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 法第二十四条の四の七第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)において四半期報告書(法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。)について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>6 (略)</p> <p>7 法第二十四条の四の七第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)において法第二十四条の四の七第一項又は第二項(こ</p>
<p>3 (略)</p> <p>(四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲等)</p> <p>第四条の二十 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 法第二十四条の四の七第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)において四半期報告書(法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。)について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>6 (略)</p> <p>7 法第二十四条の四の七第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)において法第二十四条の四の七第一項又は第二項(こ</p>

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	第五条第一項及び第十三項	四半期報告書
(略)	(略)	(略)

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	第五条第一項及び第十項	四半期報告書
(略)	(略)	(略)

これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により四半期報告書が提出された場合及び法第二十四条の四の七第四項において準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第十 三項の規定による届 出書類	当該四半期報告書及 び訂正報告書

8・9 (略)

(上場株券に準ずる株券等)
第四条の三 (略)

2 法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 金融商品取引所に上場されている投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券をいう。以下この項におい

これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により四半期報告書が提出された場合及び法第二十四条の四の七第四項において準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第十 項の規定による届出 書類	当該四半期報告書及 び訂正報告書

8・9 (略)

(上場株券に準ずる株券等)
第四条の三 (略)

2 法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

(新設)

て同じ。)

- 二| 店頭売買有価証券に該当する投資証券
 - 三| 有価証券信託受益証券で、受託有価証券が金融商品取引所に上場されている株券若しくは前項に規定する株券又は前二号に掲げる投資証券であるもの
 - 四| 有価証券信託受益証券（受託有価証券が株券又は投資証券であるものに限り、前号に該当するものを除く。）で、上場有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券をいう。第六号において同じ。）又は店頭売買有価証券に該当するもの
 - 五| 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、金融商品取引所に上場されている株券若しくは前項に規定する株券又は第一号若しくは第二号に掲げる投資証券に係る権利を表示するもの
 - 六| 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（株券又は投資証券に係る権利を表示するものに限り、前号に該当するものを除く。）で、上場有価証券又は店頭売買有価証券に該当するもの
- 3| 法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める機関の決定は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定による役員会の決議とする。
- 4| 法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める会議は、前項の決議があつた役員会とする。
- 5| 法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める日は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項第四号に掲げる期間の満了す

(新設)

- 一| 有価証券信託受益証券で、受託有価証券が金融商品取引所に上場されている株券又は前項に規定する株券であるもの
- 二| 有価証券信託受益証券（受託有価証券が株券であるものに限り、前号に該当するものを除く。）で、上場有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券をいう。第四号において同じ。）又は店頭売買有価証券に該当するもの
- 三| 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、金融商品取引所に上場されている株券又は前項に規定する株券に係る権利を表示するもの
- 四| 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（株券に係る権利を表示するものに限り、前号に該当するものを除く。）で、上場有価証券又は店頭売買有価証券に該当するもの

(新設)

(新設)

(新設)

る日とする。

(親会社等状況報告書の訂正に関する読替え)

第四条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書について、同条第三項において法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第九条第一項	第五条第一項及び第十三項若しくは第七條第一項の規定による届出書類	親会社等状況報告書若しくは第七條第一項の規定による訂正報告書

(発行者が会社以外の者である場合の読替え)

第四条の九 法第二十七条の規定において発行者が会社以外の者である場合について法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第十三条第一項	新株予約権証券	新投資口予約権証券

(親会社等状況報告書の訂正に関する読替え)

第四条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書について、同条第三項において法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第九条第一項	第五条第一項及び第十項若しくは第七條第一項の規定による届出書類	親会社等状況報告書若しくは第七條第一項の規定による訂正報告書

(発行者が会社以外の者である場合の読替え)

第四条の九 法第二十七条の規定において発行者が会社以外の者である場合について法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)	(新設)	(新設)

(略)	法第二十三条の第三 一項		会社法第二百七十七 条に規定する新株予 約権無償割当て
	新株予約権の	新株予約権証券	
(略)	新投資口予約権の	新投資口予約権証券	投資信託及び投資法 人に関する法律第八 十八条の十三に規定 する新投資口予約権 無償割当て

(公開買付けによらなければならない有価証券等)

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない有価証券に係る議決権を含む。）を行使することができない株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定める

(略)	(新設)		(新設)
	(新設)	(新設)	
(略)	(新設)	(新設)	(新設)

(公開買付けによらなければならない有価証券等)

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない有価証券に係る議決権を含む。）を行使することができない株式（第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定める

ものを除く。以下この節において「株券等」という。)とする。

一・二 (略)

三 投資証券等及び新投資口予約権証券等

四・五 (略)

2・3 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。

一〜五 (略)

六 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者(以下この号において「関係法人等」という。)が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三分の一を超える数の議決権(社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この節において同じ。)に係る議決権を含む。)に係る株式又は投資口(外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ)の社員の地位を含む。以下この節において同じ。)を所有し

ものを除く。以下この節において「株券等」という。)とする。

一・二 (略)

三 投資証券等

四・五 (略)

2・3 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。

一〜五 (略)

六 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者(以下この号において「関係法人等」という。)が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三分の一を超える数の議決権(社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この節において同じ。)に係る議決権を含む。)に係る株式又は投資口(外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ)の社員の地位を含む。以下この節において同じ。)を所有し

ている場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。
。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号
に掲げるものを除く。）

七 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合
であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらな
いで行うことにつき、当該株券等の全ての所有者が同意している
場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八〇十五（略）

二〇四（略）

（株券等所有割合の算定に加算する有価証券）

第九条の二 法第二十七条の二第八項第一号及び第二号に規定する政
令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一〇五（略）

六 新投資口予約権証券等

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十二条 法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項におい
て準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲
げる場合とする。

一〇七（略）

八 会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九
条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは

ている場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。
。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号
に掲げるものを除く。）

七 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合
であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらな
いで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意してい
る場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八〇十五（略）

二〇四（略）

（株券等所有割合の算定に加算する有価証券）

第九条の二 法第二十七条の二第八項第一号及び第二号に規定する政
令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一〇五（略）

（新設）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十二条 法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項におい
て準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲
げる場合とする。

一〇七（略）

八 会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九
条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第

は第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の八第一項若しくは第百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

(禁止される買付条件等の変更)

第十三条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て(新たに払込みをさせないで行うものに限る。)又は投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。)に對する新投資口予約権(同条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。第十四条第一項第一号ワにおいて同じ。)の割当て

2 (略)

(公開買付けの撤回等)

第十四条 法第二十七条の十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

- 一 対象者又はその子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社

八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

(禁止される買付条件等の変更)

第十三条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 株主に対する株式又は新株予約権の割当て(新たに払込みをさせないで行うものに限る。)

2 (略)

(公開買付けの撤回等)

第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

- 一 対象者又はその子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社

をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）。

イ〜フ （略）

ワ 株式若しくは新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）又は新投資口予約権の割当て

カ〜ツ （略）

二 （略）

三 対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行った日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ〜ト （略）

チ 株券の上場の廃止（当該株券を上場している全ての金融商品取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ 株券の登録の取消し（当該株券を登録している全ての認可金融商品取引業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ （略）

四・五 （略）

2 （略）

をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）。

イ〜フ （略）

ワ 株式又は新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）

カ〜ツ （略）

二 （略）

三 対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行った日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ〜ト （略）

チ 株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ 株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての認可金融商品取引業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ （略）

四・五 （略）

2 （略）

(公開買付けの適用範囲)

第十四条の三の二 (略)

2 | 法第二十七条の二十二の二第二項第一号に規定する政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項(同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定とする。

3 | (略)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十一条第一項、第四百四十九条の三第一項、第四百九条の八第一項若しくは第四百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等をする場合

二〇六 (略)

(公開買付者に係る重要事実の公表に関する読替え)

(公開買付けの適用範囲)

第十四条の三の二 (略)

(新設)

2 | (略)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等をする場合

二〇六 (略)

(公開買付者である会社に係る重要事実の公表に関する読替え)

第十四条の三の十三 (略)

(株券関連有価証券の範囲)

第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一・二 (略)

三 投資証券等及び新投資口予約権証券等

四・五 (略)

2 (略)

(対象有価証券の範囲)

第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 新投資口予約権証券等

(上場等株券等の範囲等)

第二十六条の七 法第六十二条の二に規定する政令で定める有価証券は、金融商品取引所に上場されている投資証券等及び店頭売買有価証券に該当する投資証券等とし、同条に規定する政令で定める法令の規定は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定

第十四条の三の十三 (略)

(株券関連有価証券の範囲)

第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一・二 (略)

三 投資証券等

四・五 (略)

2 (略)

(対象有価証券の範囲)

第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(新設)

(新設)

とする。

(関連有価証券の範囲)

第二十七条の四 法第六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(次条及び第二十七条の六において「関連有価証券」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。)又はこれに類する外国投資信託(同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。)に係るもの

二〇七 (略)

(上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実

二十九条の二の二 法第六十六条第二項第九号りに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

(関連有価証券の範囲)

第二十七条の四 法第六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(次条及び第二十七条の六において「関連有価証券」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。)又はこれに類する外国投資信託(同法第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。)に係るもの

二〇七 (略)

(上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実

二十九条の二の二 法第六十六条第二項第九号りに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

（上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要事実）

第二十九条の二の五 法第六十六条第二項第十三号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）以外の者による破産手続開始の申立て等

四・五 （略）

（公開買付けに準ずる行為）

第三十一条 法第六十六条第六項第四号及び第六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）又は投資証券等の発行者の発行する株券（外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、新株予約権証券（外国の者の発行する証券又は証券で新株予約権証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証券で新株予約権付社債券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、投資証券等（内閣府令で定めるものを除く。）、新投

（上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要事実）

第二十九条の二の五 法第六十六条第二項第十三号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）以外の者による破産手続開始の申立て等

四・五 （略）

（公開買付けに準ずる行為）

第三十一条 法第六十六条第六項第四号及び第六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）又は投資証券等の発行者の発行する株券（外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、新株予約権証券（外国の者の発行する証券又は証券で新株予約権証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証券で新株予約権付社債券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）、投資証券等（内閣府令で定めるものを除く。）その他

資口予約権証券等（内閣府令で定めるものを除く。）その他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）の数を、投資証券等については投資口に係る議決権（同法第二百二十八条第一項において準用する同法第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない投資口に係る議決権を含む。）の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該発行者の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五

内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）の数を、投資証券等については投資口に係る議決権（同法第二百二十八条第一項において準用する同法第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない投資口に係る議決権を含む。）の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該発行者の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

を超える部分に係るものに限る。

（会社関係者等の特定有価証券等の取引の対象とならない有価証券）

第三十二条 法第六十六條第六項第四号の二に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 投資証券等

五 投資証券等に係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券

六 投資証券等を受託有価証券とする有価証券信託受益証券

（特定株券等の範囲）

第三十三条 法第六十七條第一項に規定する上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下「特定株券等」という。）

は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び新投資口予約権証券

三 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券若しくは新投資口予約

（会社関係者等の特定有価証券等の取引の対象とならない有価証券）

第三十二条 法第六十六條第六項第四号の二に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（特定株券等の範囲）

第三十三条 法第六十七條第一項に規定する上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下「特定株券等」という。）

は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券

三 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券に類するもので、金融

権証券に類するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券若しくは新投資口予約権証券に類するもの（前号に掲げるものを除く。）で、これらの有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券若しくは新投資口予約権証券に類するもの（前二号に掲げるものを除く。）で、これらに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（新株予約権に準ずる権利等）

第三十三条の四の二 法第六十七條第五項第二号に規定する新株予約権に準ずるものとして政令で定める権利は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権とし、同号に規定する株券に準ずるものとして政令で定める有価証券は、同法に規定する投

商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券に類するもの（前号に掲げるものを除く。）で、これらの有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち投資証券に類するもの（前二号に掲げるものを除く。）で、これらに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（新設）

資証券とする。

(株式の買取りの請求に相当する他の法令の規定による請求)

第三十三条の四の三 (略)

(売付け又はその媒介若しくは代理及び募集又は売出しの取扱いに
準ずる行為)

第三十三条の四の四 (略)

(未公開有価証券)

第三十三条の四の五 (略)

(株券及び優先出資証券に準ずる有価証券)

第三十三条の五 法第七十二条第一項第一号に規定する政令で定
める有価証券は、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

七 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、投資信託及び
投資法人に関する法律に規定する投資法人債券若しくは外国投
資証券で投資法人債券に類する証券(元本(発行時に確定する
ものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)又
は投資証券等若しくは新投資口予約権証券等

八〜十八 (略)

(株式の買取りの請求に相当する他の法令の規定による請求)

第三十三条の四の二 (略)

(売付け又はその媒介若しくは代理及び募集又は売出しの取扱いに
準ずる行為)

第三十三条の四の三 (略)

(未公開有価証券)

第三十三条の四の四 (略)

(株券及び優先出資証券に準ずる有価証券)

第三十三条の五 法第七十二条第一項第一号に規定する政令で定
める有価証券は、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

七 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、投資信託及び
投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証
券で投資法人債券に類する証券(元本(発行時に確定するもの
に限る。))の償還を受けることができるものを除く。)又は投
資証券等

八〜十八 (略)

(算定基準有価証券)

第三十三条の五の二 法第七十二条の四第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一 (略)

二 法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券並びに新投資口予約権証券等を除く。)

三十一 (略)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十条の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

(算定基準有価証券)

第三十三条の五の二 法第七十二条の四第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一 (略)

二 法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。)

三十一 (略)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十条の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第五条第六項及び第七項（これらの規定を法第七条第二項、第九条第二項及び第十条第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による募集事項等記載書面、法第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、第四条第三項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定

一 法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第五条第六項及び第七項（これらの規定を法第七条第二項、第九条第二項及び第十条第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、第四条第三項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（これらの規定を法第二十四条の二第四項、第二十四条の四

用する場合を含む。)の規定による確認書、法第二十四条の四の四第一項及び第二項(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む)、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十四条の四の第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による内部統制報告書及びその添付書類、法第二十四条の四の七第一項及び第二項(これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第六項及び第七項(これらの規定を同条第十一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の四の七第十項(法第二十七条において準用する場合を含む。)

()の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第十二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による四半期代替書面、法第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項(これらの規定を同条第十二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の五第十

同条第三項において準用する場合を含む)、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十四条の四の第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による内部統制報告書及びその添付書類、法第二十四条の四の七第一項及び第二項(これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第六項及び第七項(これらの規定を同条第十一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の四の七第十項(法第二十七条において準用する場合を含む。)

()の規定による四半期代替書面、法第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項(これらの規定を同条第十二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の五第十

一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期代替書面、法第二十四条の五第十五項（同条第十九項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社臨時報告書、法第二十四条の五第二十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時代替書面、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第九十三条の二第六項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

一の二〇十三の二（略）

十三の三 法第二十四条第十四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告書代替書面、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期代替書面、法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期代替書面及び法第二十四条の五第二十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時代替書面の提出に係る承認

十四〇十九（略）

三〇六（略）

三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期代替書面、法第二十四条の五第十五項（同条第十九項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社臨時報告書、法第二十四条の五第二十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時代替書面、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第九十三条の二第六項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

一の二〇十三の二（略）

（新設）

十四〇十九（略）

三〇六（略）

二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口予約権」、「新投資口予約権証券」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、新投資口予約権、新投資口予約権証券、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p>

第十条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第五項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第五条第二項に規定する事項を提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同条第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十二条 法第八条第一項に規定する政令で定める投資信託は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる旨の全てを投資信託約款（法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。）に定めた投資信託（その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）

第十条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第五条第二項に規定する事項を提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同条第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十二条 法第八条第一項に規定する政令で定める投資信託は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款（法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。）に定めた投資信託（その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）

（）に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録される旨を投資信託約款に定めた投資信託にあっては、当該指標が適格指標（客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であつて継続的に公表されるものとして内閣府令で定める指標をいう。次号において同じ。）であり、かつ、当該指標の変動率が当該受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められる投資信託として内閣府令で定めるものに限る。）

イゝハ（略）

二 次に掲げる旨の全てを投資信託約款に定めた投資信託であつて、次のイに定める適格指標の変動率とその受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められるものとして内閣府令で定めるもの

イゝハ（略）

三（略）

四 次に掲げる旨の全てを投資信託約款に定めた投資信託であつて、その受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募（法第四条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募をいう。）により行われるもの（第一号及び前号に掲げる投資信託に該当するものを除く。）

イ その受益証券の取得の申込みの勧誘に応じる者は、内閣府令で定めるところにより、金銭又はその運用の対象とする上場有価証券等によつて当該受益証券を取得することができる旨

。に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録される旨を投資信託約款に定めた投資信託にあっては、当該指標が適格指標（客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であつて継続的に公表されるものとして内閣府令で定める指標をいう。次号において同じ。）であり、かつ、当該指標の変動率が当該受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められる投資信託として内閣府令で定めるものに限る。）

イゝハ（略）

二 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた投資信託であつて、次のイに定める適格指標の変動率とその受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められるものとして内閣府令で定めるもの

イゝハ（略）

三（略）

（新設）

ロ 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する金銭又は上場有価証券等と内閣府令で定めるところにより交換を行うことができる旨

(反対受益者の受益権買取請求に関する読替え)

第二十三条 法第十八条第三項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定において法第十八条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

2 法第二十条第一項において準用する法第十八条第三項の規定において同条第一項の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

(反対受益者の受益権買取請求に関する読替え)

第二十三条 法第十八条第二項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定において法第十八条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

2 法第二十条第一項において準用する法第十八条第二項の規定において同条第一項の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

(略)	第十四条第一項	(略)	読み替える法の規定	<p>(外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え)</p> <p>第三十一条 法第五十九条の規定において外国投資信託（法第五十八条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この条において同じ。）の受益証券の発行者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	(略)
(略)	その運用の指図を行う投資信託財産	(略)	読み替えられる字句		(略)
(略)	当該外国投資信託の信託財産（以下この項及び第四項において「投資信託財産」という。）	(略)	読み替える字句		(略)

(略)	第十四条第一項	(略)	読み替える法の規定	<p>(外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え)</p> <p>第三十一条 法第五十九条の規定において外国投資信託（法第五十八条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この条において同じ。）の受益証券の発行者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	(略)
(略)	その運用の指図を行う投資信託財産	(略)	読み替えられる字句		(略)
(略)	当該外国投資信託の信託財産（以下この項において「投資信託財産」という。）	(略)	読み替える字句		(略)

第十四条第二項	投資信託約款	外国投資信託約款等
第十四条第七項	投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産	外国投資信託の信託財産
(略)	(略)	(略)

2
(略)

(発行可能投資口総口数に関する読替え)

第六十四条の二 法第七十六条第二項の規定において発行可能投資口総口数について会社法第百十三条第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十三条第二項	発行済株式	発行済投資口
総口数		総口数

(新設)	(新設)	(新設)
第十四条第四項	投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産	外国投資信託の信託財産
(略)	(略)	(略)

2
(略)

(新設)

第百十三条第四項		
得た数	総数を	数は
得た口数	総口数を	口数は

(投資口の質入れに関する読替え)

第六十九条 法第七十九条第四項の規定において投資口の質入れについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第百五十一条第七号	(略)	読み替える会社法の規定
(略)	新株予約権無償割当て	(略)	読み替えられる字句
(略)	新投資口予約権無償割当て	(略)	読み替える字句

(投資口の質入れに関する読替え)

第六十九条 法第七十九条第四項の規定において投資口の質入れについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(新設)	(略)	読み替える会社法の規定
(略)	(新設)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(新設)	(略)	読み替える字句

(投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資
法人が運用の目的とする特定資産)

第六十九条の二 法第八十条第一項第一号に規定する政令で定める特
定資産は、不動産その他の内閣府令で定める資産とする。

(新設)

(新投資口予約権者に対してする通知又は催告に関する読替え)

第七十七条の二 法第八十八条の五第二項の規定において新投資口予
約権者に対してする通知又は催告について会社法第二百五十三條の
規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の
表のとおりとする。

(新設)

読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百五十三條第一 項	新株予約権原簿	新投資口予約権原 簿

(新投資口予約権証券等に関する読替え)

第七十七条の三 法第八十八条の八第四項の規定において新投資口予
約権証券について会社法第二百五十八條第一項及び第二項の規定を
準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表

(新設)

のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百五十八条第一項及び第二項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権

2 |

法第八十八条の八第四項の規定において新投資口予約権について
 会社法第二百五十九条及び第二百六十条の規定を準用する場合にお
 けるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百五十九条第一項	新株予約権原簿記載事項	新投資口予約権原簿記載事項（投資 法人法第八十八条の五第一項各号に 定める事項をいう 。以下同じ。）
	新株予約権原簿に	新投資口予約権原

<p>第二百六十条第二項</p>				<p>第二百五十九条第二項</p>		
<p>新株予約権原簿</p>	<p>新株予約権原簿に</p>	<p>新株予約権原簿記載事項</p>	<p>株式会社を除く。以下この節において「新株予約権取得者」という</p>	<p>株予約権 付社債に付された新株予約権</p>	<p>自己新株予約権</p>	
<p>簿 新投資口予約権原</p>	<p>簿に 新投資口予約権原</p>	<p>簿記載事項 新投資口予約権原</p>	<p>投資法人を除く</p>	<p>無記名新投資口予約権</p>	<p>自己新投資口予約権</p>	<p>簿に</p>

第二百六十条第三項	無記名新株予約権及び無記名新株予約権	無記名新投資口予約権
	付社債に付された新株予約権	

(新投資口予約権の質入れに関する読替え)

第七十七条の四 法第八十八条の八第五項の規定において新投資口予約権の質入れについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十七条第四項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
第二百六十八条第一項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿
第二百六十八条第二項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権

(新設)

第二百六十九條第一項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿
第二百六十九條第二項	無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権	無記名新投資口予約権
第二百七十一條第一項	登録新株予約権質権者	登録新投資口予約権質権者
第二百七十二條第二項及び第三項	登録新株予約権質権者	登録新投資口予約権質権者

(新投資口予約権証券に関する読替え)

第七十七條の五 法第八十八條の二十一第二項の規定において新投資口予約権証券について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十九条第二号及び第二百九十条	証券発行新株予約権	証券発行新投資口
	予約権	

(新投資口予約権証券を提出することができない者があるときに關する読替え)

第七十七条の六 法第八十八条の二十二第四項の規定において新投資口予約権証券を提出することができない者があるときについて会社法第二百二十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十条第一項及び第二項	株券発行会社	投資法人

(新投資口予約権の発行の無効の訴え等に関する読替え)

(新設)

第七十七条の七 法第八十八条の二十三第一項の規定において新投資

口予約権の発行の無効の訴えについて会社法の規定を準用する場合
 における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
 。

(新設)

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十八条第一項第四号	新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この章において同じ。)	新投資口予約権
六箇月以内(公開会社でない株式会社にあつては、新株予約権の発行の効力が生じた日から一年以内)	六箇月以内	

<p>第九百三十七条第一項第一号ハ</p>	<p>第八百四十二条第二項</p>		<p>第八百四十二条第一項</p>	
<p>新株予約権が新株予約権付社債に付された</p>	<p>登録新株予約権質権者</p>	<p>新株予約権証券（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債に係る新株予約権付社債。以下この項において同じ。）</p>	<p>金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額に相当する金銭</p>	<p>）</p>
<p>新投資口予約権</p>	<p>登録新投資口予約権質権者</p>		<p>新投資口予約権証券</p>	<p>金額に相当する金銭</p>

	ものである場合に つては、当該新株予 約権付社債について の社債を含む。以下 この節において同じ ）。
--	--

2 法第八十八条の二十三第一項の規定において同項において準用する会社法第八百四十二条第二項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて同法第八百七十八条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百七十八条第二 項	総新株予約権者	総新投資口予約権 者

(短期投資法人債の発行の要件)
 第九十八条の二 法第三百三十九条の十三第一号イに規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

(短期投資法人債の発行の要件)
 第九十八条の二 法第三百三十九条の十三第一号イに規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

五 法第九十四条第一項第二号に掲げる数を超える数の同条第二項に規定する法人の株式

(新投資口予約権買取請求に関する読替え)

第百条の二 法第四十九条の三の二第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十七条第五項から第七項まで及び第七百八十八条(第七項を除く。)の規定を準用する場合には、これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	第七百八十七条第五項	読み替えられる字句	新株予約権買取請求は	読み替える字句	新投資口予約権買取請求(投資法人法第四十九条の三の二第一項の規定による請求をいう。以下同じ。)
新株予約権買取請求	新投資口予約権買取				

一〇四 (略)

(新設)

(新設)

第七百八十七條第六項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求	第七百八十七條第七項	新株予約権買取請求 吸収合併等	新投資口予約権買取請求 吸収合併	第七百八十八條第一項	新株予約権買取請求 新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当	新投資口予約権 新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当

	第七百八十八條第二項	第七百八十八條第三項	第七百八十八條第四項	第七百八十八條第五項	
該社債を含む。以下この条において同じ。	消滅株式会社等	吸収合併存続会社	消滅株式会社等	新株予約権買取請求	次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定め
	吸収合併消滅法人	吸収合併存続法人	吸収合併消滅法人	新投資口予約権買取請求	効力発生日

第七百八十八条第六項	消滅株式会社等	吸収合併消滅法人	る時
	新株予約権買取請求		

(新投資口予約権買取請求に関する読替え)

第百二条の二 法第百四十九条の十三の二第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第八百八条第五項から第七項まで及び第八百九条（第七項を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百八条第五項	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
は	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求（投資法人法第百四十九条の十三の二第一項の規定による請求を	

(新設)

	第八百八条第六項	第八百八条第七項	第八百九条第一項	新株予約権買取請求 に	新株予約権買取請求	消滅株式会社等	新設合併等	新株予約権買取請求	新株予約権買取請求	新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にお	）は いう。以下同じ。	新投資口予約権買取請求に	新投資口予約権買取請求	新設合併消滅法人	新設合併	新投資口予約権買取請求	新投資口予約権買取請求	新投資口予約権
--	----------	----------	----------	----------------	-----------	---------	-------	-----------	-----------	--------------------------------------	----------------	--------------	-------------	----------	------	-------------	-------------	---------

第八百九条第二項						
消滅株式会社等	設立会社	設立会社	新設合併設立会社	新設合併をする場合における新設合併設立会社	消滅株式会社等	いて、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。以下この条において同じ。
新設合併消滅法人	新設合併設立法人	新設合併設立法人	新設合併設立法人	新設合併設立法人	新設合併消滅法人	

(資産の運用の制限となる場合)

第百九条第三項	設立会社	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求	新設合併設立法人
第百九条第四項	消滅株式会社等	新株予約権買取請求	新設合併消滅法人	
第百九条第五項	次各号に掲げる新株予約権の区分に 応じ、当該各号に 定める時	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求	新設合併設立法人の 成立の日
第百九条第六項	消滅株式会社等	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求	新設合併消滅法人

第一百六条の二 法第九十四条第二項に規定する政令で定める場合は、登録投資法人が、特定資産が所在する国の法令の規定又は慣行その他やむを得ない理由により法第九十三条第一項第二号から第五号までに掲げる取引のうちいずれかの取引を自ら行うことができない場合（法第九十四条第二項に規定する法人が、当該登録投資法人が自ら行うことができない取引を行うことができる場合に限る。）とする。

（不動産鑑定評価を要する権利等）

第二百二十二条の二 法第二百一条第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第十六条の二各号に掲げるもの
- 二 法第九十四条第二項に規定する法人の株式であつて同条第一項第二号に掲げる数を超えるもの

（新設）

（不動産の鑑定評価を要する権利等）

第二百二十二条の二 法第二百一条第一項に規定する政令で定めるものは、第十六条の二各号に掲げるものとする。

（新設）

（新設）

三 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）（第三条関係）

改正案

				<p>（国債に関する社債に係る規定の準用）</p> <p>第十五条 第七条の規定は法第九十一条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百条第一項に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>
(削る)	(略)	第八号	第八号第二項第三号	
(削る)	(略)	第一号イ	法第六十九号第二項第一号ロ	
(削る)	(略)	第一号	法第九十二号第二項第二号	

現行

				<p>（国債に関する社債に係る規定の準用）</p> <p>第十五条 第七条の規定は法第九十一条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百条第一項に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>
(削る)	(略)	第八号	第八号第二項第三号	
(削る)	(略)	第三号	法第六十八号第三項第三号	
(削る)	(略)	第三号	法第九十一号第三項第三号	

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十四条 第七条の規定は法第百二十一条において準用する法第六十八條第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八條から第十三條までの規定は法第百二十一条において準用する法第七十五條第一項に規定する記載又は記録について、第十四條の規定は法第百二十一条において準用する法第八十七條第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	第十四條第一号	(略)	法第六十九條第一項第七号に掲げる	(略)	法第百二十一条において読み替えて準用する法第八十七條第一項各号に定める
(略)	第十四條第三号	法第六十九條第一項の	法第百二十一条において読み替えて準用する法第八十七條第一項各号に掲げる	(略)	法第百二十一条において読み替えて準用する法第八十七條第一項各号に掲げる

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十四条 第七条の規定は法第百二十一条において準用する法第六十八條第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八條から第十三條までの規定は法第百二十一条において準用する法第七十五條第一項に規定する記載又は記録について、第十四條の規定は法第百二十一条において準用する法第八十七條第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	第十四條	(略)	金額の全額	(略)	口数の全口数
(新設)		(新設)		(新設)	

	金額の全額	口数の全口数
<p>(新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用)</p> <p>第六十五条の二、第四十二条(第二号を除く。)の規定は法第二百四十七條の三第一項において準用する法第六十五條第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第四十四条から第四十九条までの規定は法第二百四十七條の三第一項において準用する法第七十六條第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第五十條の規定は法第二百四十七條の三第一項において準用する法第九十一條第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。</p>		<p>(新設)</p>

四 商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（充用有価証券）</p> <p>第十三条 法第百一条第三項の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第三号から第八号までに掲げるものについては、商品取引所が定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）で定めるところにより指定するものに限る。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券、同条第十八項に規定する新投資口予約権証券、同条第二十項に規定する投資法人債券及び同法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券</p>	<p>（充用有価証券）</p> <p>第十三条 法第百一条第三項の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第三号から第八号までに掲げるものについては、商品取引所が定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）で定めるところにより指定するものに限る。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券、同条第十八項に規定する投資法人債券及び同法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券</p>

五 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>（投資法人に係る課税の特例） 第三十九条の三十二の三（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第六十七条の十五第一項第二号ホに規定する配当可能利益の額として政令で定める金額は、投資法人法第百三十六条第一項に規定する利益の額として財務省令で定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>7～14（略）</p>	<p>（投資法人に係る課税の特例） 第三十九条の三十二の三（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第六十七条の十五第一項第二号ホに規定する配当可能利益の額として政令で定める金額は、投資法人法第百三十六条に規定する利益の額として財務省令で定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>7～14（略）</p>

六 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>（指定有価証券）</p> <p>第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）第三条第一項第三号の事業者の資金調達に資するものとして政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券</p> <p>九～十三 （略）</p> <p>（付随事業）</p> <p>第二条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第一号に規定する約束手形若しくは前条第一号から第三号まで、第八号若しくは第十一号に掲げる有価証券（同条第八号に規定する投資証券及び新投資口予約権証券を除く。）に表示されるべき権利又は法第三条第一項第四号の金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあっては当該土</p>	<p>（指定有価証券）</p> <p>第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）第三条第一項第三号の事業者の資金調達に資するものとして政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券又は投資法人債券</p> <p>九～十三 （略）</p> <p>（付随事業）</p> <p>第二条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第一号に規定する約束手形若しくは前条第一号から第三号まで、第八号若しくは第十一号に掲げる有価証券（同条第八号に規定する投資証券を除く。）に表示されるべき権利又は法第三条第一項第四号の金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあっては当該土地の隣地、担保権の目的</p>

地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。) 及び動産の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業

が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。) 及び動産の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業

改正案	現行
<p>（運用の方法）</p> <p>第十五条 法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であつて次項に規定する要件（同項において「運用方法要件」という。）に適合するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる有価証券（有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条において同じ。）の売買</p> <p>イ・ヌ （略）</p> <p>ル 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二条第二項に規定する投資法人をいう。ソ及びツにおいて同じ。）の投資証券（ツに掲げるものを除く。）又は投資法人債券（同条第二十二項に規定する投資法人債券をいう。）</p> <p>ヲ・ネ （略）</p> <p>ナ 外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。）の受益証券又は外国投資証券（同法第二百二十条に規定する外国投資証券をいう。）。</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（運用の方法）</p> <p>第十五条 法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であつて次項に規定する要件（同項において「運用方法要件」という。）に適合するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる有価証券（有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条において同じ。）の売買</p> <p>イ・ヌ （略）</p> <p>ル 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する投資法人をいう。ソ及びツにおいて同じ。）の投資証券（ツに掲げるものを除く。）又は投資法人債券（同条第二十八項に規定する投資法人債券をいう。）</p> <p>ヲ・ネ （略）</p> <p>ナ 外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。）の受益証券又は外国投資証券（同法第二百二十条に規定する外国投資証券をいう。）。</p> <p>四・五 （略）</p>

2

(略)

2

(略)

八 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十六号）（第八条関係）

改正案	現行
<p>第四百十条の二第一項第一号中「公債若しくは社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。第三項において同じ。）の利子、」を削り、「剰余金の配当（」の下に「特定公社債等運用投資信託（所得税法第二条第一項第十五号の三（定義）に規定する公募公社債等運用投資信託以外の同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託をいい、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項（定義）に規定する外国投資信託を除く。以下この号及び第三項において同じ。）の受益権及び資産の流動化に関する法律第二百三十一条第一項第二号（特定目的信託契約）に規定する社債的受益権（第三項において「社債的受益権」という。）に係るもの、」を加え、「もの及び」を「もの並びに」に改め、「合同運用信託」の下に「、所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託及び同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）」を加え、「、利子配当等」を「配当等」に改め、同条第二項中「利子配当等」を「配当等」に、「配当等」を「剰余金配当等」に、「配当等（」を「剰余金配当等（」に、「支払われた配当等」を「支払われた剰余金配当等」に、「配当等で」を「剰余金配当等で」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「利子配当等の元本を公債及び社債、」を「配当等の元本を」に、「出資</p>	<p>第四百十条の二第一項第一号中「公債若しくは社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。第三項において同じ。）の利子、」を削り、「剰余金の配当（」の下に「特定公社債等運用投資信託（所得税法第二条第一項第十五号の三（定義）に規定する公募公社債等運用投資信託以外の同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託をいい、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項（定義）に規定する外国投資信託を除く。以下この号及び第三項において同じ。）の受益権及び資産の流動化に関する法律第二百三十一条第一項第二号（特定目的信託契約）に規定する社債的受益権（第三項において「社債的受益権」という。）に係るもの、」を加え、「もの及び」を「もの並びに」に改め、「合同運用信託」の下に「、所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託及び同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）」を加え、「、利子配当等」を「配当等」に改め、同条第二項中「利子配当等」を「配当等」に、「配当等」を「剰余金配当等」に、「配当等（」を「剰余金配当等（」に、「支払われた配当等」を「支払われた剰余金配当等」に、「配当等で」を「剰余金配当等で」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「利子配当等の元本を公債及び社債、」を「配当等の元本を」に、「出資</p>

又は」を「出資（特定公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を除く。）と」に、「受益権の三種類」を「受益権と」に、「当該利子配当等」を「当該配当等」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「利子配当等」を「配当等」に改め、「公債及び社債については額面金額とし、」を削り、「金額とする」を「、金額」に改め、同項第二号並びに同条第四項及び第五項中「利子配当等」を「配当等」に改める。

又は」を「出資（特定公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を除く。）と」に、「受益権の三種類」を「受益権と」に、「当該利子配当等」を「当該配当等」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「利子配当等」を「配当等」に改め、「公債及び社債については額面金額とし、」を削り、「金額とする」を「、金額」に改め、同項第二号並びに同条第四項及び第五項中「利子配当等」を「配当等」に改める。